法規的告示

○金融庁告示第七十六号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月十六日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～八十七　略］ 八十八　株式会社ＪＡＦＣＯ ［八十九～百十六　略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～八十七　同上］ 八十八　ジャフコ　グループ株式会社 ［八十九～百十六　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○農林水産省告示第千五百七十三号

特定水産資源の採捕の停止に関する省令（令和二年農林水産省令第六十九号）第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月十六日

農林水産大臣　簗　和生

資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）別紙２―36に規定するにたりくじら母船式捕鯨業におけるにたりくじらの漁獲量の総量が当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第一項第一号に掲げる場合に該当すると認める。

その他告示

○総務省告示第三百八十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月十六日

総務大臣　藤井比早之

一　名　　称　令和八年度日米共同統合演習（キーン・ソード27）参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年十月十六日から令和八年十月三十一日まで
三　派遣人数（概数）　四十人程度
四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国ハワイ州

○国土交通省告示第千二百七十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の三第一項の規定により、令和八年九月十日次のとおり自動車を認定した。

令和八年十月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

認定番号	車名及び型式	車体の形状	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
2026―ＧＥ0002―1	キャデラック　７ＢＵ―Ｔ１ＵＬ	ステーションワゴン	ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社　東京都品川区東品川四丁目12番８号
2026―ＧＥ0002―2	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―3	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―4	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―5	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―6	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―7	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―8	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―9	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―10	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―11	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―12	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―13	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―14	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―15	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―16	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―17	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―18	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―19	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―20	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―21	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―22	〃	〃	〃
2026―ＧＥ0002―23	〃	〃	〃